

## 若手大工育成支援プログラム

## 「若手大工さん」参加者募集！

山形県では、大工職人の育成のため、  
「若手大工育成支援プログラム」により  
若手大工さんの技能習得を支援します。

## ●「若手大工育成支援プログラム」とは

若手大工育成を図るため、二級建築大工技能士の取得や墨付け・手刻み等の技能習得を目指す若手大工さんを支援するプログラムです。

県は、支援対象者へのサポート補助金の交付や、大工技能の伝承及び若手大工さんの交流を目的とする勉強会を開催し、入職から概ね5年間のキャリア形成をサポートします。

## 1 支援対象者の認定

県内に本店又は支店のある大工・工務店に就職した若手大工さんを支援対象者として認定します。

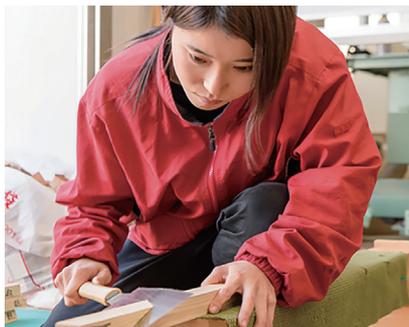
・若手大工支援対象者（プログラム参加者）：88名（令和7年2月時点）

## 2 サポート補助金の交付

認定された大工さんのうち、一定の技能を習得した方にその費用の一部を直接交付します。  
（就業1年：10万円、3～5年：20万円〈1回のみ〉）

## 3 プログラムの修了

二級建築大工技能士を習得し、一定期間継続就業や技能習得が認められれば修了証を交付します。



# 「若手大工育成支援プログラム」の要件

## 1 支援対象者の認定基準（入職時）

- 令和6年5月1日～令和7年4月30日に大工技能者として就職し、県内に居住していること
- 令和7年4月1日現在で40歳未満  
定員 25名程度

## 2 サポート補助金の交付要件

（R7年度に認定を受けた方等の補助金は、R8.4月頃に改めてお知らせします。）

### 上限10万円：就業1年（令和6年度に認定を受けた方）

1年間就業し、県が定める技能講習等\*を受講していること

\*足場の組立て等特別教育、玉掛け技能講習など。詳しくは山形県住宅情報総合サイト「タテッカーナ」をご覧ください。

### 上限20万円：就業3～5年の1回のみ（令和2年度から令和4年度までに認定を受けた方）

3～5年間就業し、二級建築大工技能士を取得していること

## 3 プログラムの修了基準

- 3年以上継続して就業していること
- 二級建築大工技能検定に合格していること
- 二級建築大工技能検定合格後2年の実務経験を有していること、または、プログラムの期間が5年目であること
- 簡単な在来軸組木造住宅の墨付け・手刻みの現場責任者ができるなどの県が定める技能を習得していること

※プログラムの修了者と雇用する大工・工務店については、山形県住宅情報総合サイト「タテッカーナ」で紹介させていただきます。>

# プログラムの流れ、申請手続き



## 1 支援対象者認定申請

提出期間：令和7年5月1日（木）～6月16日（月）

## 2 サポート補助金交付申請兼実績報告

提出期間：令和7年4月1日（火）～5月30日（金）

## 3 プログラム修了申請

提出期間：令和7年4月1日（火）～4月25日（金）

## 申請窓口

（郵送又は持参）

山形県 県土整備部 建築住宅課営繕室 建築技術担当：〒990-8570 山形市松波 2-8-1 TEL023-630-2648

（持参のみ）

村山総合支庁 建設部 建築課：〒990-2492 山形市鉄砲町 2-19-68 TEL023-621-8235  
最上総合支庁 建設部 建築課：〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 TEL0233-29-1419  
置賜総合支庁 建設部 建築課：〒992-0012 米沢市金池 7-1-50 TEL0238-35-9054  
庄内総合支庁 建設部 建築課：〒997-1301 三川町大字横山字袖東 19-1 TEL0235-66-5642

山形県住宅情報総合サイト

タテッカーナ

<https://www.pref.yamagata.jp/tatekana/>



★若手大工育成支援プログラムに係る要綱および各様式等は山形県住宅情報総合サイト「タテッカーナ」に掲載しています。